

中部緊急災害現地対策本部運営訓練実施概要

目的	南海トラフ地震発生時の緊急災害現地対策本部訓練を実施
訓練想定	南海トラフ地震 震源地:和歌山県南方沖 地震規模:マグニチュード9.1 最大震度:震度7
訓練内容	平成27年11月4日(水) 8:10~8:20 本部長(酒井政務官)と愛知県知事の協議調整 (愛知県公館)・政府の対応状況 ・被災状況と国への要請事項(①人命救助のための応援部隊の派遣、②医療体制の充実、③避難者に対する物資支援、④緊急輸送道路及び海上交通路の啓開、⑤浸水地域の排水) 9:00~12:45 現地対策本部運営訓練 (愛知県 自治センター) 別紙(2/4)参照
参加機関等	【現地対策本部】 本部長(酒井政務官)以下計41名 内閣官房、内閣府、警察庁、総務省、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、国土地理院、気象庁、海上保安庁、環境省、防衛省 ※他に岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の連絡要員(計7名) 【各県災害対策本部】 愛知県は40名規模の災害対策本部を実装したほか、岐阜県、静岡県、三重県も災害対策本部要員が対応

南海トラフ地震防災対策推進協議会について(2/4)

中部緊急災害現地対策本部運営訓練の進行概要

本部長、事務局長からの以下の指示に対し、各県等と調整の上検討、報告する形式で実施。

- ・陸路以外の被災地へのアクセス方法の検討・報告
- ・広域応援部隊の進出拠点・進出状況(部隊規模等)の報告
- ・大規模火災・倒壊、孤立地域の確認
- ・愛知県コンビナート火災への対応状況の報告
- ・津波浸水により陸路アクセスが難航する地域の報告
- ・緊急輸送ルート of 道路啓開に向けた見通しの報告
- ・実働部隊、DMATへの情報伝達
- ・津波浸水地域の状況確認、排水に向けた対応方針の検討・報告
- ・広域物資輸送拠点の開設状況の報告
- ・DMATの追加派遣の必要有無(派遣先、規模)の報告
- ・医薬品の調達手段の報告
- ・航空搬送拠点・SCUの設置状況の報告
- ・各県で開設された避難所・人数の報告
- ・物資不足の避難所の確認・品目
- ・各県の災害拠点病院・災害対策本部への燃料供給状況の報告
- ・今後の燃料需要の報告
- ・ヘリテレ映像の収集・見通し
- ・官邸オペ室、現地災害本部への配信方法の検討

南海トラフ地震防災対策推進協議会について(3/4)

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」 第九条に基づき設置

構成

- 関係指定行政機関の長
- 関係指定地方行政機関の長
- 関係地方公共団体の長
- 関係指定公共機関
- 関係指定地方公共機関

目的

- ・南海トラフ地震が発生した場合における 災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整
- ・その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議

事務局 ・協議会の庶務は、内閣府において処理

南海トラフ地震防災対策推進協議会について(4/4)

(参考)

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

(南海トラフ地震防災対策推進協議会)

第九条 関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、共同で、南海トラフ地震が発生した場合における災害応急対策及び当該災害応急対策に係る防災訓練の実施に係る連絡調整その他の南海トラフ地震に係る地震防災対策を相互に連携協力して推進するために必要な協議を行うための協議会(以下この条において単に「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関は、必要と認めるときは、協議して、協議会に、南海トラフ地震に係る地震防災対策を実施すると見込まれる者その他の協議会が必要と認める者を加えることができる。
- 3 第一項の協議を行うための会議(以下この条において単に「会議」という。)は、同項の規定により協議会を組織する関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長、関係地方公共団体の長並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関並びに前項の規定により加わった協議会が必要と認める者をもって構成する。
- 4 協議会は、会議において協議を行うため必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長並びに指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係者に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 会議において協議が調った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 6 協議会の庶務は、内閣府において処理する。
- 7 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。